

2017年3月13日
全国港湾 16 発第96号

各 四役・中央執行委員
単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長

系 谷 欽一郎



16年11月10日付協定書の追認作業に関する指示

先の第3回中央港湾団交において、産別最賃に係る回答をめぐって激しい交渉が行われ
ことは報告済である(FAX64号参照)。

その中で、産別最低賃金をめぐって、日港協は、「16年11月10日付けの確認書に
もとづき各社縦割りで交渉するよう、加盟店社・地区協会に周知する」と回答し、組合側
は、17年3月24日までに傘下組合(支部・分会、或いは単組)において、16年11月
10日付協定を追認する作業を行うことを通告した。日港協は組合側の通告について了承
した。

については、各単組は、次の取り組みを行うよう指示する。

記

1. 各単組は、「16年11月10日付協定を追認する作業」を直ちに組み込むこと。なお、
どのような組織単位(単組・支部・分会など)で追認作業を行うかは、各単組の判断に委ね
る。
2. 具体的な、作業手順について。
 - (1) 別添の様式を、各々加工し調印する手順で「追認作業」を組み込むこと。
 - (2) 追認作業は、3月24日までにを行うこととし、調印した文書の写しは全国港湾書記
局に集約すること。
 - (3) 追認作業の中で、これを認めない企業については、必ず全国港湾書記局に文書で
報告のこと。

以 上

- <添付> ① 追認確認書(モデル)案
② 17春闘第3回中央港湾団交議事録確認
③ 16春闘(16年4月6日付)2項(1)に関する協定(16年11月10日付)